

## 国税庁が法人税等の調査事績を公表 追徴税額は、直近10年で過去最高値

### 実地調査件数は減少しているものの精度の高い調査を実施

令和7年12月、国税庁は「令和6事務年度 法人税等の調査事績の概要」を公表しました。この概要によりますと、前年の令和5事務年度と比較して実地調査件数及び申告漏れ所得金額は減少しているものの、追徴税額は前年比6.6%増加しており、その理由として、AIを活用しながらあらゆる機会を通じて収集した資料情報や申告書の分析・検討を行うことにより、調査必要度の高い法人を的確に抽出した結果としています。

なお、この調査事績は、令和6年7月から令和7年6月までの期間（「令和6事務年度」といいます。）に実施された実地調査の結果を集計した数値となっており、以下実地調査の内容を見ていきたいと思います。

#### ◆法人税の実地調査の状況

事務年度	令和3	令和4	令和5	令和6
実地調査件数（千件）	41	62	59	54
申告漏れ所得金額（億円）	6,028	7,801	9,741	8,198
追徴税額（億円）	2,307	3,225	3,197	3,407

※ 追徴税額には法人消費税も含みます。

### 海外取引等に係る実地調査件数は安定傾向

#### ◆海外取引法人等に係る実地調査の状況

事務年度	令和3	令和4	令和5	令和6
実地調査件数（件）	6,667	10,394	10,451	10,195
海外取引等に係る申告漏れがあった件数	1,752	2,422	2,437	2,375
海外取引等に係る申告漏れ所得金額（億円）	1,611	2,259	2,870	2,096

海外取引に関する調査件数は、コロナ禍の影響がなくなった令和4事務年度から安定傾向にあります。また、法人税全体の実地調査の申告漏れ所得金額（8,198億円）の約25%が海外取引等に係るものであり、大きなウェイトを占めています。この調査事績と同時に公表された国税庁の「主要な取組」を見ますと、「外国税務当局への情報交換要請を活用して、売上げの除外を把握した事例」が紹介されています。この事例では、納税者である会社が、売上げに関する書類を廃棄して、

借入金と計上していたものを租税条約に基づく情報交換要請により、相手国当局が借入先に確認したところ、その借入先から「貸借取引ではなく、輸入取引である。」との回答を得たことが端緒となったものです。現在、日本が締結している租税条約は157か国をカバーしており、租税条約には必ず情報交換に係る条項が規定されていることから、海外取引の大半が情報交換要請の対象になると思われます。

## 外国子会社合算税制に係る申告漏れ所得金額は倍増以上

### ◆外国子会社合算税制に係る実地調査の状況

事務年度	令和3	令和4	令和5	令和6
申告漏れがあった件数(件)	54	107	106	115
申告漏れ所得金額(億円)	297	406	207	527

外国子会社合算税制に係る実地調査も毎年100件超で推移しています。この税制の特徴として、1件当たりの金額が大きいことがあります。令和6年度では、1件当たりの申告漏れ所得金額が約4.6億円となっています。この税制は、平成29年度の税制改正により抜本的な改定が行われました。この改正により、受動的所得(利子、配当など)の課税対象範囲が拡大し、かつ、制度自体も複雑化しており、納税者自身がこの制度を完全に把握していない可能性があります。令和5年度と比較して、申告漏れ所得金額がほぼ2.5倍となり、海外に子会社を有する法人にとっては、再度外国子会社合算税制の適用要否を確認し、適切な対応を検討することが必要です。

## 移転価格税制に係る実地調査件数及び申告漏れ所得金額は安定的

### ◆移転価格税制に係る実地調査の状況

事務年度	令和3	令和4	令和5	令和6
申告漏れがあった件数(件)	154	149	125	107
申告漏れ所得金額(億円)	333	392	512	399
※ 調査1件当たりの 申告漏れ所得金額(億円)	2.1	2.6	4.0	3.7

移転価格税制に係る実地調査で申告漏れがあった件数は、対前年比14.4%減少しているものの、調査1件当たりの申告漏れ所得金額は3.7億円となり高い水準を維持しています。また、移転価格税制の調査の特徴として、一度調査が実施されると指摘される申告漏れ所得は多額になることが考えられます。最近の傾向として、従来は国税局所管の大企業を中心に行っていた移転価格税制に関する調査も、税務署所管の中堅企業にシフトしている傾向があり、リスク回避の観点からは、中堅企業も含めて移転価格税制に対する適切な対応が必要です。

## GTMでは税務調査の立会サービスを行っています

今回、公表された「令和6事務年度 法人税等の調査事績の概要」から、国税庁は海外取引法人等への対応を重点課題として位置付けて厳正な調査を実施しています。GTM 税理士法人では、長年にわたり大規模法人を所管している国税局調査部等で調査事務を経験した国税OBが所属しており、一般的な税務調査だけでなく、海外取引といった国際税務に特化した高度な専門性の高い調査への対応策もアドバイスさせていただきます。また、移転価格税制への対応としましては、データベースを導入しローカルファイル作成サービスも開始しました。国外関連取引で現在の独立企業間価格の水準を知りたいというご要望にもお応えしておりますので、いつでもお気軽にお問い合わせください。

税務調査の立会、移転価格調査及び海外子会社合算税制にお悩みがございましたら GTM 税理士法人の国際税務担当までご連絡ください。

国際税務担当税理士 竹内 之真

電話：03-3242-0301

[takeuchiy@gtmri.co.jp](mailto:takeuchiy@gtmri.co.jp)